

令和5年10月31日

三重県議会議長様

会派名 草の根運動いが
会派代表者名 稲森稔尚
質問者 稲森稔尚

文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出します。

1、質問項目及び内容

近畿日本ツーリストによる過大請求事案を刑事告訴しない本県の対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者支援等の委託業務をめぐって、近畿日本ツーリスト株式会社による過大請求が全国各地の自治体で明らかになり、同社社員が詐欺容疑で逮捕・起訴される事態になっている。本県でも令和3年に実施した観光事業者支援の委託業務で、実際に働いた人数よりも300人余り多く装った見積書を作成したりするなどして約1130万円もの過大請求があったことが明らかになっている。

全国的な近畿日本ツーリスト株式会社による不正請求・過大請求の実態を県としてどのように把握をしているのか明らかにされたい。

また、知事の立場から一連の事案をどのように受け止めているのか、本県が甘い対応をすれば今後の委託業務や補助事業等に悪影響を及ぼすことも考えられるが見解を伺う。

- (2) 同社が本県のみならず、各地で悪意をもって不正請求を行っている実態が散見される以上、組織的に不正請求が行われていたことを強く疑うことは当然のことであり、本年8月に公表された、同社の一連の不正請求に係る外部専門家で構成する調査委員会の報告書でも「企業体質に関わる根深い問題が根底にある」など同社の構造的な問題点が厳しく指摘されている。従って、本県の委託業務のみを調査するだけではなく、同社の構造的な問題と捉えた対応が必要であると考え、その判断に至った明確な根拠や経緯、刑事告訴を行った自治体の事案や事後対応の相違点を具体的に明らかにされたい。



- (3) 本県の過大請求事案について県は「事業の目的は達成されており、本件に業務上の損害は発生していない」ことから刑事告訴はしないこととしている。一方で、大阪府東大阪市、静岡県掛川市、静岡県焼津市は、本県と同様の事案において同社社員を詐欺罪で刑事告訴を行っている。納税者の視点に立って本県の厳正な立場を示す必要があることから、同社を刑事告訴に向けて再調査、再検討を行うべきと考えるが県の見解を伺う。また、同社を本県の業務から指名停止とすべきと考えるが出納局の今後の対応を伺う。
- (4) 観光部が10月25日に示した過大請求に係る説明資料には「事業の目的は達成されており、本県に業務上の損害は発生していない」ことのみが刑事告訴しない理由として明記されているが、観光部が当初説明した「業務上の損害がない」ことと、10月30日予算決算常任委員会で観光部長が答弁した詐欺罪の構成要件である「財産の移転がない」ことは意味合いが異なることから刑事告訴をしない理由には当たらず、刑事告訴をしない理由の説明としても不十分であると考えが見解を伺う。

2、質問の趣旨及び理由

近畿日本ツーリスト株式会社による不正請求・過大請求事案が全国の自治体で明らかになっているが、本県における過大請求事案の対応が不十分であり、より厳正な対応が必要であると考えため10月30日の予算決算常任委員会における総括質疑での観光部長答弁を踏まえて質問する。

3、回答を求める者

知事

